

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第57回）議事概要

1 日時 令和3年7月7日（水）10:30～11:28

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

森川 博之（部会長）、岡田 羊祐（部会長代理）、石井 夏生利、
大橋 弘、熊谷 亮丸、高橋 利枝（以上6名）

（2）専門委員（敬称略）

三友 仁志、相田 仁（以上2名）

（3）総務省

<総合通信基盤局>

二宮 清治（総合通信基盤局長）、林 弘郷（総務課長）

・電気通信事業部

北林 大昌（電気通信事業部長）、木村 公彦（事業政策課長）、
川野 真稔（料金サービス課長）、田中 一也（料金サービス課課長補佐）、
河合 直樹（料金サービス課課長補佐）、
瀬島 千恵子（料金サービス課課長補佐）

（4）事務局

成田 隆（情報流通行政局総務課総合通信管理室長）

4 議 題

（1）答申案件

① 「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」について

【令和3年1月22日付け諮問第1231号】

【内容】

本件は、災害時用公衆電話の在り方や、ユニバーサルサービスである第一種公衆電話の設置基準等の見直し等に関する答申（案）に対して行った意見募集の結果や意見募集を踏まえた答申（案）について審議を行ったもの。

審議の結果、資料57-1-1について別添のとおり一部修正した上で、

資料 57-1-4 の答申（案）のとおり、答申することとした。

(2) 議決案件

① 「IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」について

【令和 2 年 4 月 6 日付け諮問第 1230 号】

【内容】

本件は、IP 網への移行後に向けた音声接続料の在り方、IP 網への移行過程における音声接続料の在り方（加入電話）及び IP 網への移行を踏まえた接続制度の在り方について、接続政策委員会での調査検討結果を報告するとともに、審議を行ったもの。

審議の結果、接続政策委員会の報告書を了承し、最終答申（案）として意見募集を行うこととした。

本会議にて配付された資料を御覧になりたい方は、総務省 HP において公開しておりますので御覧下さい。

また、総務省において、閲覧に供し及び貸し出しておりますので、以下まで御連絡をお願いいたします。

担 当：総務省 情報通信審議会事務局 崎山、桑原

電 話：03-5253-5432

F A X：03-5253-6063

メール johotsushin-shingikai/●/soumu.go.jp

迷惑メール防止対策をしているため、/●/を@に置き換えてください。

(審議による修正前後)

社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方答申(案)に対する意見及びその考え方 【案】

意見募集期間: 令和3年5月21日(金)~6月21日(月)

案件番号: 145209741

意見提出者一覧

意見提出者 13件(法人5件、個人8件)

受付	意見提出者(提出順)
1	個人 A
2	個人 B
3	個人 C
4	個人 D
5	KDDI 株式会社
6	個人 E
7	個人 F
8	東日本電信電話株式会社
9	ソフトバンク株式会社
10	個人 G
11	個人 H
12	西日本電信電話株式会社
13	楽天モバイル株式会社

意見	考え方	修正の有無
<p>いものの、たとえば駅に設置されているものは、終電時間帯後にも使用が継続されてしまうと当該施設従業員が時間超過で本来業務ではない慣れない対応に従事する、過重労働に繋がりがねません。</p> <p>○ その点災害用公衆電話は 24 時間の対応が前提である避難所等に設置される上に、避難所の場所はよく知られているところでありますから、上記の問題をある程度解決できる物であると思います。</p> <p style="text-align: right;">(個人 G)</p>		
<p>第4節 災害時用公衆電話の設置基準の考え方について</p>		
<p>意見 11</p> <p>○ 事前設置型の災害時用公衆電話については、現行の設置状況を踏まえた基準を定め、必要に応じて見直すことに賛同。</p> <p>○ 事後設置型の災害時用公衆電話については、定義を引き続き検討していただきたい。</p>	<p>考え方 11</p>	
<p>○ 事前設置型の災害時用公衆電話の設置については地方自治体等との協議が必要であり、現行の設置状況を踏まえた一定の基準を定め、必要に応じて見直すことに賛同します。</p> <p>○ 事後設置型の災害時用公衆電話については、無線・衛星等の技術変化も激しく、災害の種類や規模などそれぞれの状況に応じた対応が求められていることも考慮し、定義を引き続き検討いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(東日本電信電話株式会社)</p> <p>○ 事前設置型の災害時用公衆電話の設置については地方自治体等との協議が必要であり、現行の設置状況を踏まえた一定の基準を定め、必要に応じて見直すことに賛同します。</p> <p>○ 事後設置型の災害時用公衆電話については、無線・衛星等の技術変化も激しく、災害の種類や規模などそれぞれの状況に応じた対応が求められていることも考慮し、定義を引き続き検討いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(西日本電信電話株式会社)</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 事後設置型の災害時用公衆電話についても、災害時において果たす役割は事前設置型と同じであることから、引き続きどのようにすべきかについては継続して検討することが必要と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>いものの、たとえば駅に設置されているものは、終電時間帯後にも使用が継続されてしまうと当該施設従業員が時間超過で本来業務ではない慣れない対応に従事する、過重労働に繋がりがねません。</p> <p>○ その点災害用公衆電話は 24 時間の対応が前提である避難所等に設置される上に、避難所の場所はよく知られているところでありますから、上記の問題をある程度解決できる物であると思います。</p> <p style="text-align: right;">(個人 G)</p>		
<p>第4節 災害時用公衆電話の設置基準の考え方について</p>		
<p>意見 11</p> <p>○ 事前設置型の災害時用公衆電話については、現行の設置状況を踏まえた基準を定め、必要に応じて見直すことに賛同。</p> <p>○ 事後設置型の災害時用公衆電話については、定義を引き続き検討していただきたい。</p>	<p>考え方 11</p>	
<p>○ 事前設置型の災害時用公衆電話の設置については地方自治体等との協議が必要であり、現行の設置状況を踏まえた一定の基準を定め、必要に応じて見直すことに賛同します。</p> <p>○ 事後設置型の災害時用公衆電話については、無線・衛星等の技術変化も激しく、災害の種類や規模などそれぞれの状況に応じた対応が求められていることも考慮し、定義を引き続き検討いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(東日本電信電話株式会社)</p> <p>○ 事前設置型の災害時用公衆電話の設置については地方自治体等との協議が必要であり、現行の設置状況を踏まえた一定の基準を定め、必要に応じて見直すことに賛同します。</p> <p>○ 事後設置型の災害時用公衆電話については、無線・衛星等の技術変化も激しく、災害の種類や規模などそれぞれの状況に応じた対応が求められていることも考慮し、定義を引き続き検討いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(西日本電信電話株式会社)</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 事後設置型の災害時用公衆電話についても、災害時において果たす役割は事前設置型と同じであることから、ユニバーサルサービス制度として位置づけることとした上で、どのように定義するかについては、引き続き検討することが必要と考えます。</p>	<p>無</p>